

# (写)

長門市告示第 140 号

令和 3 年 6 月長門市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 3 年 6 月 1 日

長門市長 江 原 達 也

1 日時 令和 3 年 6 月 11 日 午前 9 時 30 分

2 場所 長門市議会議事堂

3 付議事件

## 議案

第 1 号 令和 3 年度長門市一般会計補正予算（第 2 号）

第 2 号 令和 3 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 3 号 長門市公共施設維持補修等基金条例

第 4 号 長門市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例

第 5 号 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

第 6 号 長門市介護保険条例の一部を改正する条例

第 7 号 長門市高齢者コミュニティセンター条例を廃止する条例

第 8 号 財産の取得について（30m 級先端屈折式はしご付消防自動車）

第 9 号 長門市監査委員の選任について

## 報告

第 1 号 令和 2 年度長門市一般会計予算に係る繰越明許費繰越計算書の報告について

第 2 号 令和 2 年度長門市介護保険事業特別会計予算に係る繰越明許費繰越計算書の報告について

第 3 号 令和 2 年度長門市下水道事業会計予算に係る建設改良費繰越計算書の報告について

第 4 号 専決処分の報告について（自動車事故に係る損害賠償の額を定めることについて）

第 5 号 公益財団法人長門市文化振興財団の経営状況について

第 6 号 一般社団法人アグリながとの経営状況について

令和 3 年 6 月

長門市議会定例会

議 案

## 目 次

### 議 案

- 第 1 号 令和 3 年度長門市一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 号 令和 3 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 号 長門市公共施設維持補修等基金条例
- 第 4 号 長門市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例
- 第 5 号 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 6 号 長門市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 7 号 長門市高齢者コミュニティセンター条例を廃止する条例
- 第 8 号 財産の取得について（30m 級先端屈折式はしご付消防自動車）
- 第 9 号 長門市監査委員の選任について

### 報 告

- 第 1 号 令和 2 年度長門市一般会計予算に係る繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 2 号 令和 2 年度長門市介護保険事業特別会計予算に係る繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 3 号 令和 2 年度長門市下水道事業会計予算に係る建設改良費繰越計算書の報告について
- 第 4 号 専決処分の報告について（自動車事故に係る損害賠償の額を定めることについて）
- 第 5 号 公益財団法人長門市文化振興財団の経営状況について
- 第 6 号 一般社団法人アグリながとの経営状況について

議案第3号

長門市公共施設維持補修等基金条例

令和3年6月11日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市公共施設維持補修等基金条例

(設置)

第1条 本市が公有財産として管理する建物の維持補修等に必要な経費の財源に充てるため、長門市公共施設維持補修等基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に定める設置の目的の達成に必要と認められる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(長門市庁舎建設基金条例の廃止)
- 2 長門市庁舎建設基金条例(平成27年長門市条例第1号)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この条例の施行の日の前日までに、長門市庁舎建設基金条例の規定により積み立てられた現金は、一般会計歳入歳出予算に計上し、この条例に基づく基金及び長門市減債基金条例(平成17年長門市条例第68号)に基づく基金に編入するものとする。

議案第 4 号

長門市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例

令和 3 年 6 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例

(長門市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 1 条 長門市固定資産評価審査委員会条例 (平成 17 年長門市条例第 31 号) の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 (審査の申出) 第 4 条 (略) 2・3 (略) (削る)	本則 (審査の申出) 第 4 条 (略) 2・3 (略)
<u>4</u> (略)	<u>4</u> 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。
<u>5</u> (略)	<u>5</u> (略)
(審査申出人の口頭による意見陳述)	<u>6</u> (略)
第 7 条 (略)	(審査申出人の口頭による意見陳述)
2 (略)	第 7 条 (略)
3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならぬ。	2 (略)
(1)～(3) (略)	3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。
(口頭審理)	(1)～(3) (略)
第 8 条 (略)	(口頭審理)
2～4 (略)	第 8 条 (略)
5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	2～4 (略)
(1)～(3) (略)	5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。
	(1)～(3) (略)





議案第 5 号

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 3 年 6 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長門市国民健康保険条例（平成 17 年長門市条例第 94 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例）</p> <p>第 9 条 <u>新型コロナウイルス感染症の影響により第 27 条第 1 項第 4 号の規定に該当する納付義務者が、令和 2 年度分及び令和 3 年度分の保険料であって、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険料の全部又は一部について減免を受けようとする場合の同条第 2 項の規定による申請書の提出期限については、同項の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日までとする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例）</p> <p>第 9 条 <u>新型コロナウイルス感染症の影響により第 27 条第 1 項第 4 号の規定に該当する納付義務者が、令和元年度分及び令和 2 年度分の保険料であって、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険料の全部又は一部について減免を受けようとする場合の同条第 2 項の規定による申請書の提出期限については、同項の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日までとする。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の長門市国民健康保険条例附則第 9 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 6 号

長門市介護保険条例の一部を改正する条例

令和 3 年 6 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市介護保険条例の一部を改正する条例

長門市介護保険条例（平成 17 年長門市条例第 96 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
附 則 1～11（略） <u>12 附則第 6 項の規定は、令和 3 年度における保険料の減免について準用する。この場合において、同項中「令和元年度及び令和 2 年度の保険料（令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの）に限り、令和 2 年 1 月以前分の保険料を除く。）」とあるのは、「令和 2 年度及び令和 3 年度の保険料（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。）」と読み替えるものとする。</u>	附 則 1～11（略） (新設)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の長門市介護保険条例附則第 12 項の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

議案第7号

長門市高齢者コミュニティセンター条例を廃止する条例

令和3年6月11日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市高齢者コミュニティセンター条例を廃止する条例

長門市高齢者コミュニティセンター条例（平成17年長門市条例第176号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

財産の取得について（30m級先端屈折式はしご付消防自動車）

下記のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び長門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年長門市条例第 56 号）第 3 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

1 取得財産

30m級先端屈折式はしご付消防自動車 1 台

2 取得価格

232,100,000 円

（うち消費税及び地方消費税の額 21,100,000 円）

3 契約方法

指名競争入札による契約

4 取得の相手方

宇部市大字妻崎開作 762 番地

藤村ポンプ株式会社

代表取締役 藤村光寛

議案第 9 号

長門市監査委員の選任について

長門市監査委員に下記の者を選任することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 3 年 6 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 岡村節子
- 3 生年月日 [REDACTED]

（個人情報保護のため、一部マスクングしています。）

報告第 1 号

令和 2 年度長門市一般会計予算に係る繰越明許費繰越計算書の報告について  
令和 2 年度長門市一般会計予算中、繰越明許費として予算繰越した事業に係る  
繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和 22  
年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

令和2年度 長門市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
			円	円	円	円	円	円	円	円
総務費	総務管理費	香月泰男美術館展示室改修・収蔵庫増床事業	159,027,000	113,427,000			113,400,000			27,000
		内部情報系業務サーバ更新事業	4,620,000	4,620,000						4,620,000
		光ファイバー網整備事業	715,000,000	715,000,000			476,447,000	189,500,000		49,053,000
		油谷地区告知端末整備事業	33,333,000	33,333,000					33,280,000	53,000
民生費	児童福祉費	保育施設等感染症予防対策事業	7,600,000	7,600,000			4,600,000			3,000,000
衛生費	保健衛生費	新型コロナウイルス対策事業	165,322,000	162,665,470			157,065,470			5,600,000
労働費	労働諸費	雇用維持対策事業	1,200,000	1,200,000			1,200,000			
農林水産業費	農業費	農業水路等長寿命化・防災減災事業	13,539,000	13,538,900			13,538,900			
	水産業費	県営漁港ストックマネジメント事業費負担金	8,902,000	8,901,260	1,260			8,900,000		
		海岸堤防等老朽化対策事業費負担金	725,000	724,860					649,000	75,860
商工費	商工費	がんばる中小事業者応援給付金	45,033,000	45,033,000			45,033,000			
		中小事業者サポート事業	17,400,000	17,400,000			17,400,000			
		道の駅改修事業	25,042,000	16,235,000			16,235,000			
	観光費	ワーケーション推進事業	11,906,000	8,906,000			3,000,000			5,906,000
土木費	道路橋梁費	市道八幡線改良事業	45,400,000	8,363,400	81,866			8,200,000		81,534
		市道仙崎小浜線改良事業	48,700,000	48,700,000	22,000		8,813,164	9,900,000		29,964,836
		市道井手口上川西線改良事業	12,600,000	12,600,000			5,823,468		5,656,000	1,120,532
		市道湊中央2号線他改良事業	25,000,000	25,000,000			13,500,000		11,500,000	
	河川費	三隅地区河川等維持管理費	2,793,000	2,043,000						2,043,000
	都市計画費	地籍調査事業	23,606,000	23,606,000			16,200,000			7,406,000
	住宅費	市営住宅24時間換気設備設置・内装改修事業	3,518,000	3,476,000						3,476,000
教育費	教育総務費	感染症対策等の学校教育活動継続支援事業	2,025,000	1,245,200			622,000			623,200
	幼稚園費	保育施設等感染症予防対策事業	300,000	300,000			150,000			150,000
災害復旧費	公共土木施設災害復旧費	現年公共土木施設災害復旧事業	22,600,000	22,600,000	63,594		7,694,000	3,700,000		11,142,406
計			1,395,191,000	1,296,518,090	168,720	787,322,002	333,600,000	51,085,000		124,342,368

報告第 2 号

令和 2 年度長門市介護保険事業特別会計予算に係る繰越明許費繰越計算書の  
報告について

令和 2 年度長門市介護保険事業特別会計予算中、繰越明許費として予算繰越しし  
た事業に係る繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行  
令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

令和2年度 長門市介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
総務費	総務管理費	一般管理費	8,310,000	4,952,200		1,700,000			3,252,200
		計	8,310,000	4,952,200		1,700,000			3,252,200

報告第3号

令和2年度長門市下水道事業会計予算に係る建設改良費繰越計算書の報告  
について

令和2年度長門市下水道事業会計予算に係る建設改良費について、別紙繰越計算書のとおり繰越しをしたので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和3年6月11日提出

長門市長 江 原 達 也

令和2年度長門市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する 棚卸資産の 購入限度額	説明
						国庫補助金	県補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
資本的支出	建設改良費	公共下水道建設事業										
		大泊地区汚水準 幹線整備工事 (青海大橋)	43,693,100	18,700,000	24,933,100	12,302,500	0	12,000,000	690,600	0	0	本工事の施工区間内において、県発注の工事が施工中であることから、作業工程や通行規制方法の調整について、不測の日数を要したため。
		田屋1号幹線管 渠施設改築更新 工事(白濁緑ヶ 丘線)	35,322,100	13,900,000	21,422,100	10,711,050	0	10,400,000	311,050	0	0	学校機関及び地元自治会と、通学路の規制方法や安全対策についての調整に不測の日数を要したため。
		東深川地区管渠 施設改築実施設 計業務	14,561,800	0	14,561,800	7,280,900	0	7,200,000	80,900	0	0	追加指示のあった管路調査に伴い、関連事業者との調整に不測の日数を要したため。
		青海地区汚水処 理施設改修工事	23,791,900	0	23,791,900	0	0	22,600,000	1,191,900	0	0	嫌気ろ床槽のろ材撤去工において、当初想定したものよりも汚泥が多量に付着しており清掃・撤去に不測の日数を要したため。



報告第 4 号

専決処分の報告について（自動車事故に係る損害賠償の額を定めることについて）

自動車事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 3 年 5 月 19 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 3 年 6 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

## 専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 5 月 19 日

長門市長 江 原 達 也

自動車事故に係る損害賠償の額を定めることについて  
次のとおり損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の額 588,000 円

2 損害賠償の相手方

住所

氏名

3 発生の原因となる事実

令和 3 年 3 月 14 日午前 9 時 30 分頃、山口県読売駅伝の中継所関係者駐車場である宗頭幼稚園グラウンド内を走行していたところ、前日の降雨により地面がぬかるんだ状況の中、強めにアクセルを踏んだため車が横滑りし、駐車中の相手方車両の右前部に衝突し、損害を与えたもの

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）

報告第 5 号

公益財団法人長門市文化振興財団の経営状況について

公益財団法人長門市文化振興財団における令和 2 年度決算及び令和 3 年度事業計画について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり提出する。

令和 3 年 6 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

報告第6号

一般社団法人アグリながとの経営状況について

一般社団法人アグリながとにおける令和2年度決算及び令和3年度事業計画について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、次のとおり提出する。

令和3年6月11日提出

長門市長 江 原 達 也